

# Ⅲ

## 市民後見人とは

市民後見人とは、養成の流れ

---

市民後見人の受任事案の想定、支援・監督

---

市民後見人の活動・声

---

(参考) 専門職が選任された事例

---

# “市民後見人”とは？ “市民後見人”への支援・監督

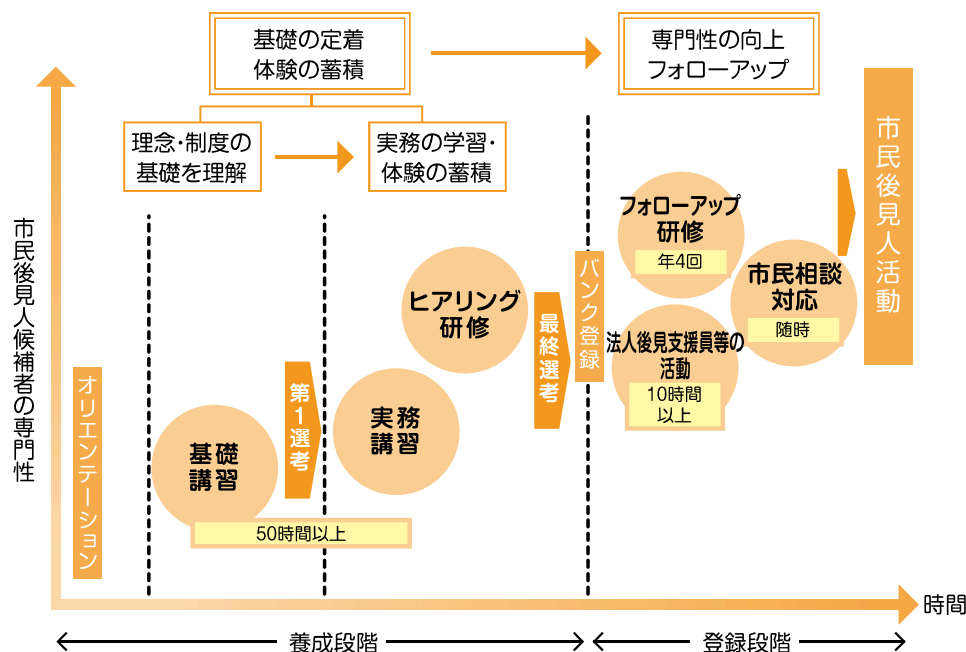
## “市民後見人”とは？

名古屋市成年後見あんしんセンターでは、認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が十分でない方を身近な地域で支援する「市民後見人」の養成をしています。



- ★市民後見人とは、親族以外の市民による後見人のことです。
- ★市民後見人は、弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約など本人を代理して行います。
- ★市民後見人は、市民感覚を生かしたきめ細やかな後見活動ができ、地域における支えあい活動に主体的に参画する人材として期待されています。
- ★名古屋市においては、市民後見人はセンターが主催する「市民後見人候補者養成研修」を受講し、「市民後見人候補者バンク」に登録後、家庭裁判所からの選任を受け後見人としての活動が始まります。
- ★市民後見人が適切な後見業務が行えるよう名古屋市社会福祉協議会が成年後見監督人に就任し、市民後見人の活動を支援しています。
- ★名古屋市における市民後見人は、無報酬で活動しています。ただし、交通費や通信費など後見業務に要する実費は被後見人の資産から支払われます。

## ●市民後見人候補者養成の流れ



約半年間の養成研修を受講後、選考の上、市民後見人候補者バンクに登録します。  
登録後も生活援助員等の活動や継続したフォローアップ研修を受講し、さらに専門性を高めます。

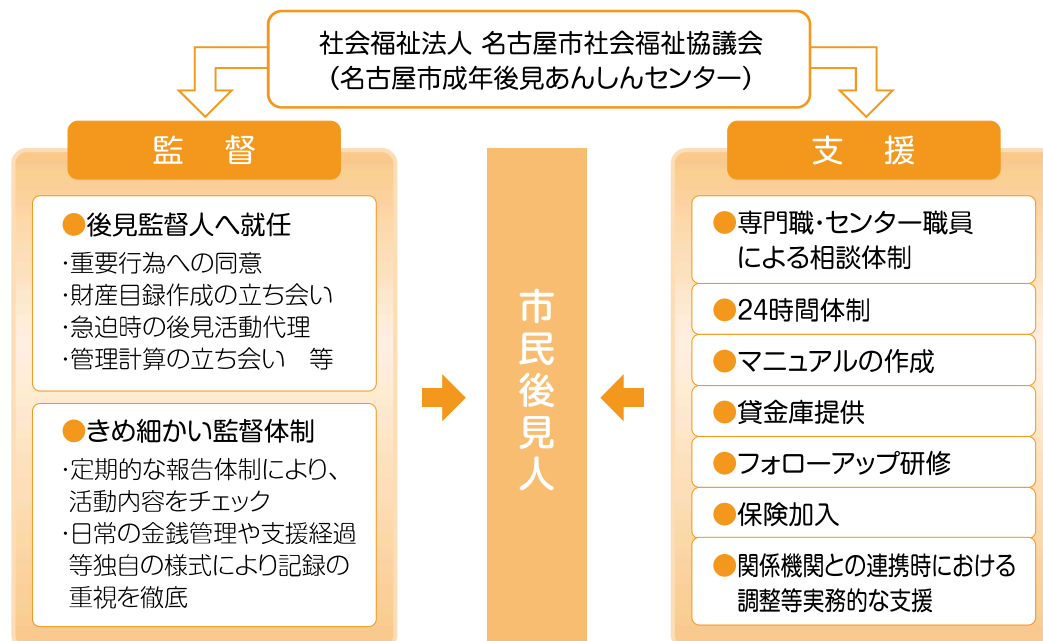


## ●市民後見人の受任事案の想定

| 項 目  | 本 人 状 況                                |
|------|----------------------------------------|
| 資産状況 | 高額な財産は所有せず、また多額の債務もないもの                |
| 居住状況 | 安定的な居住（在宅・施設）が確保されているもの                |
| 生活状況 | 身上保護上、困難性がなく、見守りが中心なもの                 |
| 親族状況 | 親族がいる場合には、親族間の紛争等がないもの                 |
| 支援体制 | ケアマネジャー等、本人を支援するキーパーソンがおり、主体的な関わりがあるもの |

あんしんセンター職員が本人や関係機関と面談し状況確認のうえ、市民後見人受任が適当か判断する市民後見人サポート委員会で最終的に判断をします。

## “市民後見人” への支援・監督



市民後見人の養成をした社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会（名古屋市成年後見あんしんセンター）が成年後見監督人に就任し、監督をすると同時に市民後見人の活動を支援します。

# “市民後見人”の活動・声

## ●在宅生活から医療機関・施設入所へつないだ事例

本人の状況： 認知症高齢者 申立人： 名古屋市

成年後見人： 市民後見人 成年後見監督人： 名古屋市社会福祉協議会

ご本人は長く自宅でひとり暮らしをしてきましたが、認知症状が見られるようになり、生活費の管理もできなくなっていました。

支援が必要な状況でしたが、判断能力の低下から介護保険サービスの利用を拒み、地域の方の差し入れなどで何とか生活を維持していましたが、徘徊も見られるようになり医療機関の受診や施設入所の検討が必要になりました。

市民後見人が選任され、入院の手続きや施設の申込み及び契約手続きを行い、現在は特別養護老人ホームで落ち着いた生活をされています。

入所後も、週1回程度施設で本人と面談し、施設利用料の支払い、ケアプランの確認・同意などの後見業務を行っています。

### 【市民後見人の声】

ご本人の変化に気づけるよう週1回施設を訪問しています。  
ご本人の希望を施設の職員の方に伝えたり、必要なものはないかなど確認をしています。



## ●日常生活自立支援事業の利用が困難で成年後見へつながった事例

本人の状況： 認知症高齢者 申立人： 名古屋市

成年後見人： 市民後見人 成年後見監督人： 名古屋市社会福祉協議会

ご本人は介護保険サービスを利用しながら、ひとり暮らしをしています。認知症による判断能力の低下から、通帳・印鑑の紛失やキャッシュカードの暗証番号を忘れ、生活費の出金ができなくなる等金銭管理に支障をきたしていました。

支援者は日常生活自立支援事業の利用も検討しましたが、契約能力が不十分であったことと本人が利用意向を示すことができなかったため、成年後見制度の申立てを行うことになりました。

市民後見人が選任され、通帳の再発行手続きを行い、週1回生活費をこまめに届けています。  
ケアマネジャーを始め、ヘルパー等と連携し、見守りを中心とした後見業務を行っています。

### 【市民後見人の声】

住み慣れた地域で長く暮らせるように、少しでもお手伝いできたと思って市民後見人になりました。  
責任の重い活動ですが、ご本人の思いに寄り添って活動したいと思っています。





## ●高齢になった支援者から支援を引き継いだ事例

本人の状況：知的障害者  
成年後見人：市民後見人

申立人：名古屋市  
成年後見監督人：名古屋市社会福祉協議会

ご本人は知人が親代わりとなり入所の契約や金銭管理等の支援を受けながら、施設で生活をしてこられました。支援者である知人も高齢になり、健康に不安がみられるようになったため、本人の代理人として継続した支援ができる成年後見人が必要となりました。

市民後見人が選任され、知人から金銭管理を引き継ぎ、週1回程度施設で本人と面談し、長年の支援者である知人と役割分担をしながら、被後見人の支援をしています。

### 【市民後見人の声】

意思表示が難しい方ですが、ただ黙ってそばにいてくれるだけでもいいと思って訪問を続けています。手を握ってコミュニケーションをとったり、歌を歌ったりしています。



## ●在宅生活をネットワークの一員となって支援した事例

本人の状況：認知症高齢者  
成年後見人：市民後見人

申立人：名古屋市  
成年後見監督人：名古屋市社会福祉協議会

ご本人は在宅でひとり暮らしをしていますが、認知症により短期記憶の低下が見られ、通帳を紛失し再発行等の手続きを自分ですることもできず、年金が全く出金できない状態でした。

食事と思うようにとれておらず、衰弱していましたが、生活保護費を一時的に現金で受け取り、ケアマネジャーやヘルパーが関わることにより生活が維持されていました。現在は、市民後見人が適切に金銭管理を行っています。また、市民後見人が週1回訪問し、支援者の一員として見守りを続けています。

### 【市民後見人の声】

どんなときも「本人の立場になって考える」ことを心がけています。  
同じ地域で暮らす市民ならではのメリットも生かし、その方らしく暮らせるように、人生の伴走者として寄り添いたいと思っています。



## ●家財処分・居住用不動産処分を支援した事例

本人の状況：認知症高齢者  
成年後見人：市民後見人

申立人：名古屋市  
成年後見監督人：名古屋市社会福祉協議会

ご本人は認知症の進行が見られ、在宅でのひとり暮らしが困難な状況になり、特別養護老人ホームに措置入所しました。その後、成年後見人として市民後見人が選任され、契約による入所になりました。自宅のアパートがそのままになっていたため、家庭裁判所の許可を得て、家財処分や賃貸借契約の解約を行いました。家財処分の際、ご本人の写真や趣味の道具などは処分せず、施設訪問時に持参し、本人と写真を見ながら会話をしています。

### 【市民後見人の声】

もの忘れや判断能力の低下があっても、その時その時を笑って過ごせるように、ご本人に面会する時間を大切にしています。



# 専門職が選任された事例

## ●弁護士が成年後見人に選任された事例

80代の認知症の女性。ひとり暮らしをしていましたが、本人の年金は近くに住む息子が管理をしており、息子の生活費にも充てられていました。また、本人が理解できない状態で息子が年金担保による借入れをさせていることもわかりました。

支援者は長男に働きかけ、ヘルパーや配食サービス、日常生活自立支援事業による金銭管理サービス等を導入し、本人の生活を支援してきましたが、息子により通帳の再発行が行われ、新たに年金担保による借入れがされていることが発覚しました。

日常生活自立支援事業での支援の範囲を超えており、経済的な虐待により本人の生活が困難な状況であると判断し、緊急ショートにより本人を保護。併せて市長申立てを行うことになりました。

経済的虐待による親族との調整も必要なことから弁護士が成年後見人に選任されました。



## ●弁護士が保佐人に選任され、日常生活自立支援事業と併用した事例

60代軽度の知的障害の男性。以前は自宅で母と二人で暮らしていましたが、母が高齢になり特別養護老人ホームに入所してからは、市内のケアホームに入所し、日常生活自立支援事業による金銭管理サービスを利用しながら生活していました。

特別養護老人ホームに入所していた母が亡くなり、相続手続きや今後自宅の維持が困難なことから売却も含めて検討する必要が出てきました。

本人は日常生活自立支援事業を利用していますが、相続手続きや不動産の売却等については日常生活自立支援事業の支援の範囲を超えるものであるため、成年後見の申立てが必要と判断されました。

また、申立てにあたっては、母以外に親族はなく、本人申立ては困難であるという判断から、市長申立てを行うことになりました。

相続手続きや自宅の売却については弁護士が保佐人に選任され対応することになりました。

日常的な金銭管理については、以前から日常生活自立支援事業を利用しており、担当者と本人との信頼関係も築かれていたため、引き続き日常生活自立支援事業で対応することになりました。

## ●司法書士が高齢の親族と複数で成年後見人に選任された事例

80歳代のご本人は、40歳代の知的障害がある娘が一人おり、昨年、妻を亡くしました。

自分がしっかりしている間は、自分が娘の面倒をみていきたいと思っていますが、自分の亡き後、または自分が認知症等になってしまった場合、娘のことが心配であるとのことでした。

また、近くに親族はおらず、頼れる方がいない状態でした。

娘さんについて、後見の開始申立てをし、父親である本人と司法書士が複数で後見人となりました。父親の判断能力が十分な間は主に父親が後見業務を行い、万一、父親が亡くなられた場合には、司法書士が引き続き後見業務を行っていくこととし、また、父親が認知症となってしまった場合に備えて、ご本人は司法書士と任意後見契約を締結しました。



### ● 親族間の紛争により、司法書士が成年後見人に選任された事例

75歳の認知症のご本人は長男家族と同居していましたが、昨年ご主人を亡くし、遺産相続をする必要がありました。ご本人には認知症があり、銀行での手続きや不動産の名義変更等ができず、遺産分割に支障があったため、長男が成年後見を申立てることになりました。

長男は自分を後見人の候補者にして申立てをしましたが、ご本人には3人子どもがあり、他の兄弟は、亡父の介護を巡って意見が対立していたことや、長男が母の財産を流用していると不審に思っており、長男が後見人になることに反対の意思を表明したため、家庭裁判所は第三者として司法書士を後見人に選任しました。

### ● 社会福祉士が保佐人に選任された事例

精神障害を患う60代男性。ひとり暮らしをしており、定期的に精神科に通院し、デイケアに通いながら生活をしていました。

生活費の管理は自分でしていましたが、病状が不安定になることがあり、病状によっては生活費の管理も難しくなり、また本人に不利益な契約をしてしまうことが度々ありました。

本人の病状に合わせた保佐が必要であり、身上保護について、専門的知識を有する社会福祉士が保佐人に選任されました。

### ● 社会福祉士が成年後見人に選任された事例

本人は結婚歴もなく、長くひとり暮らしをしていましたが、認知症状が見られるようになり、低栄養・脱水状態から外出も思うようにできなくなっていました。

見かねた大家が食事を差し入れしていましたが、民生委員からいきいき支援センターに相談があり、ケアマネジャーも介入しました。

介護保険サービスの利用を開始したところ、体力は回復しましたが、幻聴や介護サービス拒否もみられ、判断能力の低下も著しく、金銭管理や各種契約行為ができない状態でした。

年金や預金があることは把握できましたが、口座を動かすことができないため、一時的に生活保護の現金支給を受け、生活を維持しており今後の金銭管理や介護サービス・施設等の契約のため、後見人が必要と判断されました。本人の認知症状から特に身上保護に配慮する必要があったため、成年後見人として社会福祉士が選任されました。

### ● 社会福祉士が親族の後任として成年後見人に選任された事例

知的障害がある50代女性。自宅で母親と同居し、作業所に通所しながら生活をしていました。

以前から母が成年後見人に選任されており、金銭管理や契約等はすべて成年後見人の母親が行っていましたが、高齢になり、介護を受けなければいけない状態となりました。

成年後見人としての金銭管理やその他後見業務を行うことが困難になっており、成年後見人として必要な家庭裁判所への報告書類の提出も思うようにできなくなっていました。

母は成年後見人を辞任し、後見業務は日常的な年金管理と、身上保護が中心であったため、後任の成年後見人として社会福祉士が選任されました。